

『劇場、音楽同等の活性化に関する法律に基づく指針』についての提案

公共劇場舞台技術者連絡会（公技連）

<技術面に関する提案>

■技術部門からの提案

- ・舞台芸術に関わる16団体から構成される基準協がまとめた、「劇場等演出空間の運用および安全に関するガイドライン」を舞台作業の安全衛生を確保するための指針としたい。また、劇場および音楽堂等における人材の研修および養成事業にあたり、専門性の共通知識を持つためにテキストの作成が望まれる。作成に当たっては舞台芸術に関わる幅広い団体による作業が望ましい。

■安全衛生面からこのガイドラインを指針とするポイント

- 1、このガイドラインには現在の公演制作における安全衛生管理体制が明確化されていること
- 2、このガイドラインには現在の公演制作における職種についての役割と責任が明確化されていること
- 3、このガイドラインには現在の公演制作における時間軸での作業内容が明確化されていること
- 4、このガイドラインには現在の公演制作における各作業時間における注意事項が明確化されていること

※ガイドラインとは

- ・「劇場等演出空間の運用および安全に関するガイドライン」の略称
- ・基準協が2006年から検討し作成したもの

※基準協とは

- ・「劇場等演出空間運用基準協議会」の略称
- ・構成団体（16団体）
 - ・日本演出者協会
 - ・日本照明家協会

2012/08/14

- ・全国舞台テレビ照明事業協同組合
- ・日本舞台音響家協会
- ・日本音響家協会
- ・日本舞台音響事業協同組合
- ・日本舞台監督協会
- ・舞台運営事業協同組合連合会
- ・劇場演出空間技術協会
- ・日本舞台技術安全協会
- ・大道具事業協議会
- ・全国公立文化施設協会
- ・公共劇場舞台技術者連絡会
- ・日本芸能実演家団体協議会
- ・日本演劇興行協会
- ・コンサートプロモーターズ協会

<制作面に関する提案>

公共劇場舞台技術者連合会（公技連）は、劇場設備がある程度整っていて、自主事業予算もある程度確保している舞台芸術の創造型劇場のネットワークとして、劇場法の指針に制作面で盛り込んで欲しい内容を以下のように提案する。

具体的には、法律制定後の文化庁の25年度の予算編成にあたって、劇場法の趣旨を最大限活かせるよう格段の配慮を要望する。

■劇場運営の目指すべき方向性を踏まえて取り組むべき事項として、

1、 事業について

劇場法の第3条に書かれた「劇場、音楽堂等の事業」1から8までの事業（実演芸術の公演の企画、実施。国際交流、人材育成、等）を、ほぼ満遍なく行っている劇場・音楽堂に関して、それらの劇場がその事業を十全に行えるよう、国、地方公共団体は様々な対策を講じるものとする。

① 地域をまたがる事業の奨励

国は複数の劇場等の連携を強化するため、劇場等が行う地域をまたがる事業に関してそのための予算の拡充を行う。

- ・現状においては、共同制作事業は、複数の劇場と複数の芸術団体が関わる共同制作事業となっているが、それを、複数の劇場と一つの芸術団体（具体的には交響楽団、劇団、ダンスカンパニーの巡回公演）、または複数の劇場が関わる事業（具体的には共同プロデュース、共同招聘など）とする。

② 国際交流に関わる事業の奨励

国は複数の劇場等の連携を強化するため、劇場等が連携して行う国際招聘、国際共同制作などの事業に関してそのための予算の拡充を行う。

- ・現状においては、国際招聘、国際共同制作は劇場・音楽堂の個別の事業になっている場合が多いが、国際交流活動の分野で活躍する人材の複数の館で育成していくためにも、複数の劇場の連携を奨励する。

⇒ 具体的には国内のまた、国際的な交流事業に限定した上で、現在の「優れた劇場、音楽堂・・・」事業の予算を2倍以上に引き上げる。

2、 地域的偏りについて

上記のような劇場法に書かれた劇場・音楽堂の事業を万遍なく行っている施設は現在においては地域的にかなり偏っており、北海道、東北、中国四国地域には一つもない状況について、国としても積極的にその解消に努力する。

⇒ 具体的には、北海道、東北、中国四国の劇場、音楽堂の中核施設と、協議してレベルアップを図らせる。

他の地域の劇場・音楽堂がこの地域の劇場・音楽堂と連携する企画については、積極的に奨励する。

または、独立行政法人が行なっている事業をこの地域に重点的に巡回させる。

3、 事業の執行における留意点

上記のような劇場法に書かれた劇場・音楽堂の事業を万遍なく行っている施設を運営するものは、事業の執行において以下のことに留意するものとする。

- ・地域社会における劇場・音楽堂の役割を「新しい広場」として、「世界への窓」として意識する。
- ・劇場・音楽堂の役割の地域を越える事業における役割を重視する。
- ・地域において、芸術の価値を訴えるアドヴォカシー活動に力を注ぐ。

⇒ 具体的には、芸術好きの人だけでなく一般の人を巻き込む事業の数、始めて劇場を訪れる人の数などを評価の指標に盛り込む。 以上

＜運営面に関する提案＞

■設置者が取り組むべき事項

1. 劇場の運営方針の明確化とそれに沿った事業の実施に関する事項

- ・設置者等は、当該劇場の運営方針を明確化し、それに基づいた事業評価を行う。
- ・特に当該劇場の事業が第三条に掲げる8つの条項を全般的に満たす場合は、特に芸術創造における専門性の高い劇場として位置づけ、それら事業の積極的な実施を促す。

2. 運営方針の具体化のための必要な人材の配置に関する事項

- ・運営方針の具体化に当っては、特に事業の企画制作、舞台技術、劇場運営・経営について、それぞれ専門的な能力を有する人材を配置しなければならない。

3. 専門的な能力を有する人材の養成及び確保に関する事項

- ・専門的な人材の確保のために、それぞれの劇場において養成、人材交流、情報交換を積極的に行い、その採用形態、雇用形態の工夫等、これらの人材が十分に能力を発揮できる環境を整えなければならない。

4. 劇場の施設・設備の安全管理に関する事項

- ・施設・設備の日常的な維持管理のための部品交換・修繕、および老朽化に伴う大規模改修等については、中長期保全計画を作成し、予算の確保等、設置者が責任をもってこれを行う。

■経営の安定化に関する事項

- ・経営の安定化のために、設置自治体、国からの公的支援及び民間からの寄付等、必要に応じて多様な資金源の確保に努めなければならない。また、国及び公的機関はそのための税制措置の整備、金融政策の実施によりこれを促進する。

■ 指定管理者制度を活用して運営する場合の留意事項

- ・ 設置者である地方自治体は、この法律の意図することを踏まえ、劇場の運営方針の実現及び事業の継続性、必要な専門人材の確保等の観点から、非公募による指定管理者の選定も選択肢として考慮する必要がある。